

射水市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 5 号

射水市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条を次のように改める。

（外国旅行の旅費）

第 2 9 条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて旅費を支給する。

別表第 1 項の表備考 1 を次のように改める。

備考 1 宿泊料の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。